

に聴く

# 判例から見る 労働トラブルの 防止対策



弁護士 宮澤俊夫

60

## 試用期間と雇止め



我が国では、入社後一定期間を「試用期間」とし、この間に労働者の人物・能力を評価して本採用するか否かを決定する制度を探る企業が多くあります。

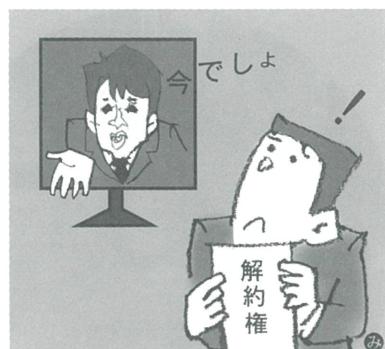
判例では、試用期間を設けた雇用契約は、契約締結とともに雇用の効力が確定し、ただ試用期間中は不適格であると認めたときはそれだけの理由で雇用を解約しうるという解約権留保特約のある雇用契約である。採用後の調査により、または試用中の勤務状態等により、当初知ることがで

きず、また知ることが期待できないような事実を知るに至った場合において、その者を引き続き企業に雇用しておくことが、解約権留保の趣旨、目的に照らして相当である場合には、解約権を行使することができます。

(最高裁昭和四八年一二月一日二日判決)

私の顧問先である日本郵便株式会社では、郵便局で一般的業務に従事する時給制契約社員を雇用契約期間六ヵ月で採用し、必要があれば更新していました。新たに契約社員

として採用された者について採用の日から二ヵ月間を試用期間としていました。会社から、顧問弁護士である私に、雇用契約期間二ヵ月、契約社員として採用し現在試用期間中の労働者に次のように事由があるが、雇止めができないかという相談がありました。



を口にするなど、同僚とのコミュニケーションに不安を感じさせた。

して原告の請求を全て棄却しました。

「郵便局では要員に余剰がなく、安定した労働力の提供が可能な労働者の採用を求めていたところ、雇用直後の原告の出勤率は七割程度で、しかも、原告には長期にわたる診療内科への通院歴があり、被告に雇用された後も睡眠導入剤を服用することがあったが、原告はこれを被告に伝えなかつたほか、採用面接日の連絡に不十分な点があり、同僚とのコミュニケーションに不安を感じさせる言動等があるなど、原告には突発的な債務が発生する可能性があつたことから、長期雇用は困難であるとして、試用期間満了をもつて契約を終了させ本採用をしないことを決定したものであり、当該判断には客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当としては認められるべきである」

(愛知県雇用労働相談センタ代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員)

イラスト・源 安孝

として原告の請求を全て棄却しました。

「郵便局では要員に余剰がなく、安定した労働力の提供が可能な労働者の採用を求めていたところ、雇用直後の原告の出勤率は七割程度で、しかも、原告には長期にわたる診療内科への通院歴があり、被告に雇用された後も睡眠導入剤を服用することがあったが、原告はこれを被告に伝えなかつたほか、採用面接日の連絡に不十分な点があり、同僚とのコミュニケーションに不安を感じさせる言動等があるなど、原告には突発的な債務が発生する可能性があつたことから、長期雇用は困難であるとして、試用期間満了をもつて契約を終了させ本採用をしないことを決定したものであり、当該判断には客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当としては認められるべきである」

(愛知県雇用労働相談センタ代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員)

裁判所は、前記最高裁判決を引用し、以下のように判示

- ①診療内科に通院し、抗うつ剤や睡眠導入剤を服用していることが判明したが、採用面接時には本人はこの事実を秘匿していた。
- ②体調不良を理由に突如採用面接日を変更した。
- ③一ヵ月間の出勤率が七三%に満たなかった。
- ④上司に対し同僚への不満

成三〇年九月二六日判決

裁判所は、前記最高裁判決を引用し、以下のように判示